衆議院本会議質問

民進党提出の衆議院選挙区画定審議会設置法及び公選法改正案、及び、自民党・公明党提出の衆議院選挙区画定審議会設置法及び公選法改正案に対する質問

(案)

民進党・無所属クラブ 笠 浩史

民進党の笠浩史です。私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただ今議題となりました、民進党提出及び自民党・公明党提出の「衆議院選挙区画定審議会設置法及び 公職選挙法の一部を改正する法律案」につきまして質問いたします。

質問に先立ち、冒頭、今般の熊本県を中心とする地震で犠牲となられた方々と、そのご遺族に対しまして心からお悔み申し上げます。また、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

選挙制度は全ての衆議院議員及び政党の基盤に関わる問題であり、投票価値の平等が確保されていることは、議会制民主主義の下で、国家の意思形成の正当性を基礎づける中心的な要素をなすものであることはいうまでもありません。しかしながら、最高裁判所は、過去3回の衆議院選挙に対し、一票の格差が著しく、「違憲状態」と厳しい判断を下しました。そして、これまでに29回にも及ぶ政党間協議を重ねても結論が得られなかったゆえに、衆議院議長が第三者機関である衆議院選挙制度に関する調査会に諮問したという経緯を踏まえるべきであることは当然であります。私は、この視点に立って両案の提案者に質問いたします。

まず最初に、アダムズ方式の導入時期についてであります。

衆議院選挙制度に関する調査会による答申では、1票の格差是正のため、現行の1人別枠方式の廃止とアダムズ方式の導入が大きな柱となっています。民進党案では、2010年国勢調査でアダムズ方式を導入することとしていますが、「6年前の調査では古すぎるので、2015年簡易国勢調査をもとにアダムズ方式を導入すべきではないか」との指摘もあります。民進党提案者の説明を求めます。

他方、自民党・公明党による改正案では、アダムズ方式に基づく選挙が実施できるようになるのは2022年以降になります。これでは2012年11月14日の党首討論で当時の野田総理と安倍自民党総裁が1票の格差と定数削減を約束してから10年もの月日が浪費されることとなります。このような先送りは、国民・有権者の理解が得られず、政治不信はますます増大するのではとの懸念を持ちます。この点について、自民・公明提案者の見解を伺います。

アダムズ方式を先延ばしする理由とは何か。すでに結果が出ている2010年国勢調査をもとに今すぐに区割りを変更しないということに、きちんと説明がなされていません。単に党利党略のための先延ばしにしか見えないことは多くの報道機関も指摘していますが、自民・公明提案者のご意見をお聞かせください。

また、とくに公明党は山口代表をはじめとして党幹部が、2015年簡易国勢調査を使用してアダムズ方式を導入すべきと重ねて表明してきました。これは、もうこれ以上の先送りは許されないという民進党案と基本的には同じ認識だったと思います。一体いつのまに、何故に変節したのか。国民への説明責任を果たすべきであります。この点については、公明党の提案者に説明を求めます。

自民党の谷垣幹事長は、4月6日の衆議院議長による選挙制度に関する各党からの意見聴取終了後のぶら下がりで、今回の自民党案の小選挙区「0増6減」は、「アダムズ方式そのものではない」と率直に認めています。

自民・公明案による「0増6減」が「アダムズ方式そのものではない」とすれば、1人別枠方式は撤廃されないこととなりますが、この点について自民・公明提案者の認識を伺います。

最高裁からは既に衆議院選挙が3回連続して違憲状態と指摘され、1人別枠 方式自体の撤廃を求められています。1人別枠方式という根幹の制度を維持し たまま、議席数をわずかに上下させるというこれまでの対応を、最高裁は明確 に指弾しています。まさに弥縫策(びほうさく)そのものである自民・公明案 で選挙を実施することは、選挙の正当性、ひいては国会の正当性を揺るがすこ とになりかねないとの強い懸念を持ちますが、自民・公明提案者のご説明をお 聞かせください。

自民・公明案の「0増6減」は2015年簡易国勢調査の結果を使用してアダムズ方式の計算式を使い、定数減の対象となる15県の内で議員あたり人口の少ない順に6県を減員するものであります。これは、途中の計算式だけを部分的に借用することで、あたかもアダムズ方式を用いているかのように偽装するものと指摘せざるを得ません。2015年簡易国勢調査にアダムズ方式を用いるというのなら「9増15減」を行うべきであります。なぜこのようなまやかしを行うのか、自民・公明提案者の認識を伺います。

さらには、この小選挙区6減の選出について2010年国勢調査と2015年国勢調査をもとにアダムズ方式で計算してみると、2010年国勢調査では人口の少ない順に鹿児島県、岩手県、熊本県、青森県、三重県、沖縄県ですが、2015年国勢調査では人口の少ない順に鹿児島県、岩手県、青森県、熊本県、

三重県、奈良県となり、定数削減の対象となる県が、沖縄県から奈良県へ入れ替ります。この計算結果を知った上で恣意的な判断を行ったのでしょうか。沖縄県民、奈良県民にどう説明をするのでしょうか。自民・公明提案者に説明を求めます。

また2010年国勢調査にアダムズ方式を導入する民進党案では、都道府県の定数は「7増13減」となります。これに対し、「影響を受ける選挙区が多すぎるので、激変緩和措置が必要ではないか」との声も聞こえてきますが、民進党提案者の見解を求めます。

次に議員定数の削減について伺います。

今回の改正案では、両案ともに小選挙区6人、比例区4人の計10人の定数 削減となっています。民進党を結成した旧民主党や旧維新の党は、そもそもも っと大幅な定数削減を掲げていたのではないでしょうか。今回の答申に基づく 法改正は、当時の主張に反するものとなってしまうのではないでしょうか。こ の点について民進党提案者に説明を求めます。

また、民進党案では、その附則第4条第2項で更なる定数削減に努めることを明記していますが、調査会の答申では定数削減について「積極的理由や理論的根拠は見出し難い」とかなり否定的であります。更なる定数削減にこだわるのは答申に反するのではないでしょうか。民進党提案者にこの点についての見解を求めます。

一方、自民・公明提案者に対しても議員定数削減についての基本認識を伺います。

さらに民進党案の附則第4条第2項にある「とくに人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意」とは具体的にどのようなことなのか。民進党提案者に説明を求めます。

議員の選び方=議会制民主主義の土台となる選挙制度の改革は、少なくとも 与党と主要野党が合意した上で実現させるべきであることは当然であり、これ までの国会の慣習でもあります。現行の衆議院比例代表並立制を導入した19 93年から94年にかけての「政治改革国会」でも、細川連立与党と野党・自 民党が激突しましたが、最終的には「細川・河野会談」を受けて連立与党が野 党・自民党の主張を受け入れる形で合意し成立しました。

自民党と公明党は野党に歩み寄り、私ども民進党案を受け入れて成立させるべきと考えますが、自民・公明提案者の見解を伺い、私の質問を終わらせて頂きます。

(約2,900字)